

子育てにやさしい快適な暮らし空間の実現に関する協定

静岡県（以下「甲」という。）とミキハウス子育て総研株式会社（以下「乙」という。）は、「子育てにやさしい快適な暮らし空間の実現に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条

本協定は、子育てにやさしい快適な暮らし空間の実現を図るため「家・庭一体の住まいづくり・まちづくり」を推進する甲と、「子育てにやさしい住まいと環境」を推進する乙が連携して、子育てにやさしい住環境の実現を目指すことを目的とする。

（基本的事項）

第2条

甲及び乙は連携し、次に掲げる取組を行う。

- 1 甲及び乙は、相互に「家・庭一体の住まいづくり・まちづくり」及び「子育てにやさしい住まいと環境」づくりの推進に関する情報交換を行う。
- 2 甲は、乙による「子育てにやさしい住まいと環境」づくりの理念及び取組について、「家・庭一体の住まいづくり・まちづくり」の推進と併せて県民に紹介する。
- 3 乙は、静岡県内を建設地とする「子育てにやさしい住まいと環境」認定申込者等に、甲による「家・庭一体の住まいづくり・まちづくり」に関する情報の提供を行う。
- 4 乙は、静岡県内を建設地とする「子育てにやさしい住まいと環境」の認定に際し、別途定める規定に基づき、甲による「家・庭一体の住まいづくり・まちづくり」における暮らし空間を快適にする取組を認定の基準として準用する。

（協定の見直し）

第3条

甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、両者の合意により協定を変更することができる。

（有効期間）

第4条

本協定の有効期間は協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面により異議の申し出がないときは、さらに1年間継続することとし、翌年以降も同様の扱いとする。

（協議）

第5条

本協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、甲乙協議により定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成26年11月19日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事

川勝平太

乙 大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目6番12号
ミキハウス子育て総研株式会社
代表取締役社長

藤田 洋